

番号：150643

国名：ベトナム

担当：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：看護人材開発及び看護能力評価システム強化プロジェクト 詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月中旬から2015年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.60/M、合計1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年8月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	14点
③語学力	13点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

2012年にベトナム看護協会（VNA：Vitenam Nursing Association）が発行した「ベトナム看護師のための基本的コンピテンシースタンドアード」によると、①看護ケアの実践、②看護・管理と専門性の発展、③法的・倫理的枠組みに基づいた看護実践が、看護師に求められる資質として挙げられている。同スタンダードは、最低限の治療行為に留まらない患者の世話や適切な接遇、科学的根拠に基づく看護の実践や免許の取得など、看護師が身に着けるべき能力の基準が掲げられたものである。

しかし、上記のような概念があったとしても、例えば免許の取得が法令で義務付けられているにもかかわらず徹底されていない状況に代表されるように、各医療機関で同スタンダードが浸透し実践されているとは言い難い。この状況に対し、卒前教育はもちろん継続教育の制度整備、制度を実践するための医療機関、保健医療人材の機能強化が改善策の一つとして考えられる。

また、ベトナムの「看護・助産サービス強化のための2020年までの国家行動計画」（2013年策定）が掲げる目標の一つに、看護師および助産師を質・量ともに強化させ、ASEAN相互認証協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）のニーズにこたえとともに、国際看護協会及び国際助産師連盟の基準を満たす人材を育成するとある。MRAでは、3年課程以上の教育課程を修了した看護師を国際基準としていることも影響し、ベトナムは2020年までに2年課程の専門学校を3年課程以上の短大、大学へ切り替えるなどして、中級看護師の育成を徐々に廃止し、短大卒の以上の看護師の割合を2020年までに30%にする方針を出している。また、保健医療人材の資格、基準を示すものとして免許制度があげられるが、ベトナムでは2011年に施行された「治療と診断に関する法律」において、看護師の登録と免許の取得が制度化され、教育課程を終えた看護師は皆、医療機関での9ヶ月の卒後臨床研修を修了した後、保健省あるいは省保健局に免許を申請し取得することが義務付けられた。

しかし、標準的な卒後臨床研修の内容やカリキュラム等は未だ設定されていないため、その研修課程は体系化されておらず、研修先の医療機関ごとに、質・量ともに内容の大きく異なる研修が提供されているのが現状である。

このため、卒後臨床研修の修了が、看護師に求められる一定の質や能力を対外的に保証する免許の根拠になっておらず、ベトナムでは、同研修の整備による免許制度の整備と新卒看護師の質の強化を目指している。

今回、ベトナム政府及びVNAより、看護教育の体制整備や現任看護師の技能を評価する仕組み、また看護教育に主導的な役割を果たす保健省はじめVNAなど関係機関の機能強化に係る技術協力の要請が我が方政府に提出された。また、2015年7月に実施されたJICAの調査では、特に免許の取得にかかわる卒後臨床研修を中心とした、看

護教育の体制整備、医療機関の実践能力の強化に関するベトナム側の要望が確認された。

本事業は、上記のベトナムの方針及び課題に対し、主に看護師の卒後臨床研修の制度、内容の策定、それを運営・管理する行政・医療機関や保健医療人材の機能の強化を通じて、ベトナムの看護人材の能力の強化に貢献するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年9月中旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ベトナム側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（和文）を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年9月下旬～10月上旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、ベトナム側に説明を行う。
- ④事前に JICA ベトナム事務所を通じてベトナム側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) ベトナムの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) 看護人材に関する開発動向とベトナム側実施体制（組織・予算・人員等）
  - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
- ⑤調査団及びベトナム側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）の作成を支援する。
- ⑥ベトナム側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年10月中旬～10月下旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る調査報告書(案)(和文)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

(2) 事業事前評価表(案)(和文)

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田-ハノイあるいは羽田-ハノイを標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年9月23日～2015年10月10日を予定していますが、出発が前後する可能性があります。本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 技術参与(看護分野、1-2名)

エ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(ア) 空港送迎：あり

(イ) 宿舎手配：あり

(ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、原則、職員等と同乗することとなります)

(エ) 通訳傭上：あり(日英あるいは日越の通訳を傭上)

(オ) 現地日程のアレンジ：現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

(カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

本業務に関する関連文書を、当機構人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-8356）にて閲覧可能とします。

- ① ベトナム国看護教育分野情報収集調査報告書
- ② 要請書
- ③ 情報収集調査(2015年7月実施)関連資料

## (3) その他

### ①複数従事者の禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

### ②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。

### ③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上